

初診時及び再診時選定療養費について

初 診

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から

5,500円（税込）

医科歯科別



7,700円（税込）

医科歯科別

対象

- ・初診の際に他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診される場合
- ・当院の他の診療科継続通院中の場合も含む（院内紹介は除く）

再 診

令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から

2,750円（税込）

医科歯科別



3,300円（税込）

医科歯科別

対象

- ・病状が安定し、他の医療機関への紹介を申し出たにも関わらず、引き続き当院を受診される場合
- ・他の診療科を継続通院中の場合も含む

初診時選定療養費の徴収対象とならない場合

- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診される場合
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診において、医師が緊急性を要すると判断した場合
- 治験協力者である場合
- 災害により被害を受けた方の場合
- 労働災害、公務災害、交通事故の方の場合
- 外来受診後、引き続き入院となった場合
- 治験協力、労災、公務災害、交通事故、健康診断などの場合
- 特定の障がい、疾病に関する公費負担制度受給中の方の場合